

参議院選挙に向けた人権法制度の整備に関する政党アンケート

第 25 回参議院議員選挙は、さまざまな人権課題に直面している日本にとって重要な選挙になると私たち人権問題に取り組む NGO は考えています。とりわけ、人権保障の実現に不可欠な法律や制度は未だ十分に整備されておらず、それに向けた早急な対応は喫緊の課題となっています。

2020 年に日本が東京オリンピックを開催するならば、オリンピックの根本原則である“人間の尊厳に重きをおく平和な社会の推進”を目指し、“人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由によるいかなる種類の差別も受けない”とする非差別原則を遵守して、国際的な人権基準に見合う人権法制度を整備すべきではないでしょうか。2022 年以降のオリンピック開催都市には差別禁止条項が契約条件となっています。

そのため、私たちは各政党に対して、以下の人権法制度の整備に関して意見をお聞かせいただきたく、本アンケートを実施することにしました。

1. 包括的な差別禁止法の制定

この間、障がい者差別、在日外国人に対するヘイトスピーチ、部落差別、そしてアイヌ民族に関する法律がそれぞれ施行されてきましたが、多くは啓発と相談に重点が置かれており、禁止規定があるのは障がい者とアイヌ民族に関する法律だけであり、差別が現実起きた場合の制裁を含む具体的措置及び救済手続きに関する条項は障がい者差別解消法に差別的取扱いの一部に限定して規定があるだけです。

差別を禁止し、具体的な救済措置を定めた法律がないために、被害者は民法上の不法行為などとして裁判を起すしかなく、多くの人たちが事実上泣き寝入りを強いられてきました。例えば、法務省の 2016 年の調査によると、外国籍住民の 4 割以上が入居差別を経験していますが、実際に裁判を起こした人は戦後数十年間で数件しかなく、かつ、その中でも差別と認められなかったものもあります。差別をなくすために啓発と教育は不可欠ですが、それだけでは日々現実に起きている差別を止め、被害者を救済することできません。こうした状況への対応としても、包括的な差別禁止法が急務です（様々な事由に基づく差別について一本の法律にまとめることまでは必須ではありません）。多くの国には差別禁止法があり、その制定について、日本は国際社会から繰り返し勧告を受けてきました¹⁾。

2. 独立した国内人権機関の設置

国連は、差別をはじめとする人権侵害の被害の相談、それら事件の調査と救済、さらには人権尊重のための啓発・教育、国際人権基準に照らしての政策・法制度のチェックなどの役割は、国の行政機関から独立したところで担うよう、加盟国にパリ原則²⁾に基づいた独立した国内人権機関の設置を奨励してきました。かつて 3 度国会に法案が提出されたものの、未だその設置を行っていない日本は、国連人権諸機関および他の国連加盟国から、早急な設置に向けて努力するよう度々勧告を受けてきました³⁾。すでに国連加盟国の過半数の国々で設置されている現状を鑑みても、国連人権理事国の 4 期目を務める日本にとって、パリ原則に基づいた独立した国内人権機関の設置は不可避です。国内人権機関が設置され、その役割を果たしていくことにより、さまざまなレベルで人権への理解が深まり、人権意識が社会に定着します。

3. 個人通報制度の導入

数々の国際人権条約を批准している日本において、国内における裁判結果は、それら条約の基準に照らして齟齬のないものであるべきです。しかし、実際の判例においてはそれら基準の遵守が守られていません。自由権規約など、基本となる国際人権条約には、条約加盟国において利用できる国内的な救済措置を尽くした後であれば、誰でも条約監視機関に条約違反であるか否かの見解を求めることができる個人通報制度が設けられています。多くの国ではこの制度をすでに導入していますが、この制度を認めていない日本は、国連人権諸機関から何度も導入するよう勧告を受けています⁴⁾。個人通報制度の導入は、未来により開かれた日本社会を目指すうえで不可欠です。

上記三つの人権課題について、添付の質問を設けました。貴政党の率直なご意見をお聞きしたいです。お忙しいなかとは存じますが、アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本アンケート結果については回答の有無、いただいた回答内容を含み、すべて、インターネット等を通して公表いたしますので、ご了承ください。

短期間で申し訳ありませんが、7月13日までにファクスあるいは郵送で回答をお送りくださいますようお願い申し上げます。

返送先：〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1
反差別国際運動気付け ERD ネット
Fax:03-6280-3102

2019年7月4日

人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)

外国人権法連絡会

移住者と連帯する全国ネットワーク

NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ

国内人権機関と選択議定書を実現する共同行動

在日韓国人問題研究所 (RAIK)

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会 (外キ協)

反差別国際運動 (IMADR)

脚注：

- 1) 人種差別撤廃委員会 2014 年総括所見 CERD/C/JPN/CO/7-9 パラ 8 ; 同 2018 年総括所見 CERD/C/JPN/CO/10-11 パラ 8
社会権規約委員会 2013 年総括所見 E/C. 12/JPN/CO/3 パラ 11
子どもの権利委員会 2019 年総括所見 CRC/CRC/C/JPN/CO/4-5 パラ 18
普遍的定期的審査 2008 年勧告 A/HRC/8/44 パラ 60-6; 同 2012 年勧告 A/HRC/22/14 パラ 147
同 2017 年勧告 A/HRC/37/15 パラ 161
- 2) 1990 年パリで開催された世界の国内人権機関の会議で作成された「国内人権機関の設置に関する原則」の略称であり、1993 年の国連総会で採択された。設置の原則としてさまざまなレベルで独立性、自立、多元性の確保が求められており、それを満たしている国内人権機関には A ステータスが認証され、国連人権理事会への参加などが認められている。2019 年現在、世界 78 ヶ国の国内人権機関が A ステータスを保有している。
- 3) 自由権規約委員会 1998 年総括所見 CCPR/C/79/Add. 102 パラ 9, 10 ; 同 2008 年総括所見 CCPR/C/JPN/CO/5 パラ 9 ;
同 2014 年総括所見 CCPR/C/JPN/CO/6 パラ 7
人種差別撤廃委員会 2018 年総括所見 CERD/C/JPN/CO/10-11 パラ 10
女性差別撤廃委員会 2016 年総括所見 CEDAW/C/JPN/CO/7-8 パラ 15
拷問禁止委員会 2013 年総括所見 CAT/C/JPN/CO/2 パラ 16
子どもの権利委員会 2019 年総括所見 CRC/CRC/C/JPN/CO/4-5 パラ 12(b)
普遍的定期的審査 2008 年 A/HRC/8/44 パラ 60-2, 3; 同 2012 年勧告 A/HRC/22/14 パラ 147
同 2017 年勧告 A/HRC/37/15 パラ 161
- 4) 人種差別撤廃委員会 2018 年総括所見 CERD/C/JPN/CO/10-11 パラ 43
自由権規約委員会 2008 年総括所見 CCPR/C/JPN/CO/5 パラ 8; 同 2014 年総括所見 CCPR/C/JPN/CO/6 パラ 6
女性差別撤廃委員会 2016 年総括所見 CEDAW/C/JPN/CO/7-8 パラ 9-c)
子どもの権利委員会 2019 年総括所見 CRC/CRC/C/JPN/CO/4-5 パラ 48, 49
普遍的定期的審査 2008 年勧告 A/HRC/8/44 パラ 60-1; 同 2012 年勧告 A/HRC/22/14 パラ 147;
同 2017 年勧告 A/HRC/37/15 パラ 161